

### 1. 文化財の保存又は活用に関する事項

#### (1) 全町に関する事項

##### 1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、平成 30 年 (2018) 現在、国指定文化財 3 件、県指定文化財 2 件、町指定文化財 2 件、総数 7 件の指定文化財がある。これらの指定文化財は、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、今後も継続して適切な保護や管理、活用等の措置を行っていく。

一方、町史編纂事業や文化遺産ボランティアガイドなどの活動により、指定を受けていない文化遺産が数多く存在することが明らかとなっている。これらは、本町の歴史・文化などを語る上で欠かせないものである。今後、文化遺産について悉皆調査を実施し、性格や実態の把握を行うとともに、価値が優れているものについては、文化財として新たに指定すること等により、保護を図っていく。

また、文化遺産の総合的な保存活用に向けて、「歴史文化基本構想」を策定し、指定された文化財については、必要に応じて個別に「保存活用計画」を策定し、適切な保存活用の推進に取り組んでいく。

##### 【国史跡・有形文化財 (建造物)】

特別史跡基肄城跡については、引き続き国の指定史跡として文化財保護法に基づき、保存活用を図るとともに、『第 2 次基肄城跡保存整備計画』などに基づき、適切な保存や整備、活用などを行う。

有形文化財 (建造物) について、現在は未指定のものしかいないため、調査・研究を通じて、価値や歴史的位置付けなどを明らかにしていく。必要に応じては、文化財に指定することなどにより、その保護を講じる。また、所有者や管理者等と協議しながら、適切な保存や活用について検討を行う。

##### 【無形民俗文化財】

町内を代表する民俗芸能としては、荒穂神社の御神幸祭や宝満神社の園部くんちなどがある。

これらをはじめ、幅広い無形の文化遺産を今後も維持・継承できるように、担い手の育成も含め、保護に対する支援を行う。そのために、活動の記録作成や、指定文化財の検討を行う。また、HP や広報などを通して、無形民俗文化財を広く周知化することにより、町民により身近な存在と覚えてもらうとともに保護意識の向上につなげ、さらには、担い手としての自覚を認識してもらうように努める。

##### 2) 文化財の修理 (整備) に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年による劣化や、災害等の外的要因により、損壊や滅失を招く恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な復旧・修理などが必要である。

予防策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで、人的損壊の防止や損壊した際の早期発見に努める。必要に応じて、所有者等の意識向上のための支援を行う。

修理 (整備) については、文化財としての価値を損なわないようにするため、過去の改変履歴や記録などを活用し、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。その実施にあたっては、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や佐賀県からの指導や助言、基山町文化財保護審議会の有識者等の意見を踏まえる。また、必要に応じて有識者会議を組織し、保存活用計画の策定を行い、その推進を図る。

##### 3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

平成 30 年 (2018) 3 月「基山町立歴史民俗資料館」が解体された後、平成 28 年 (2016) 4 月に開館した「基山町立図書館」の一角に展示スペース (郷土資料コーナー) や収蔵室がある。劣化しやすい考古資料や文

(※文化財と文化遺産の定義は、P1 参照)

書資料の一部や、展示等に活用可能な資料の一部を保管している。

上記以外で町内に保管される埋蔵文化財や民俗資料等は、基山町役場本庁地下室や車庫棟、基山町立若基小学校敷地内プレハブ倉庫などに、分散して保管している。また、日常的な埋蔵文化財を主体とした資料の分類・整理は、役場車庫棟 2 階を利用している。

貴重な資料が分散して収蔵されているとともに、保管環境も十分とはいえず、展示や調査・研究を行うスペースとも別々であるため、文化財を保存・活用を行うにあたって不便な点が多く、施設として一体性に欠けていることが課題である。

今後は、関係資料を適切に保存するための設備をもち、情報発信の拠点になり得る施設の整備を検討し、その実現に努めていく。

#### 4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を保存・活用する上では、文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に措置を講じることが不可欠である。そのため、都市計画法をはじめ、関連法令と連動して、文化財とその周辺を一体的に保存する。

また、文化財の周辺環境を損なわないようにするため、「基山町景観計画」の策定についても検討するとともに、周辺環境と調和のとれたサイン設置に向けたデザインガイドライン等の策定に取り組む。

#### 5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち、有形文化財については、地震、落雷、水害、台風等の自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防火対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失するリスクが高い火災については、日頃より、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際における、迅速な消火のための体制・設備の確保や防災教育・訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務づけられている火災報知器や消火設備等の防火設備の設置を行う。

防火教育・訓練については、消防署や消防団と連携し、町民の防災・防犯に関する意識の向上に努める。

地震対策としては、耐震診断を実施し、可能な限り構造補強工事を行い、リスクの軽減を図る。また、近年、文化財への落書きなどの意図的なき損、文化財の盗難などに対する防犯対策の必要性も高まっている。防犯対策としては、警察署や町民と連携し、地域の誇りを守る意識の向上を図りつつ、巡回や点検などを定期的に実施するとともに、情報の共有化も行うことで、防犯意識の向上に努める。

#### 6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化遺産や歴史的風致への認識を深め、正しい理解のもと、保護意識の向上を図る必要がある。

「文化遺産」や「歴史的風致」という考え方の共通理解を図ることも狙いとして、多様な情報媒体を活用し、収集した文化遺産情報や歴史的風致に関する情報の発信に取り組む。

また、文化遺産の保護や歴史的風致の維持向上に町民と協働して実施していくため、文化遺産を継承するマスタープランである「歴史文化基本構想」の策定に取り組み、必要に応じて「文化財保存活用地域計画」を策定し、町民参画型の歴史まちづくりを推進していく仕組みや体制を整えていく。

#### 7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等を行う際は、届出を受け、佐賀県や開発者との協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避け、保護に努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、報告書の刊行、調査成果の公開を行う。

#### 8) 文化財行政の体制に関する方針

文化財に関わる業務は、教育委員会教育学習課ふるさと歴史係が所管しており、専門職員（考古）2名である。また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、基山町文化財保護審議会、基肄城跡保存整備委員会を設置している。

文化遺産を指定文化財にする際には、基山町文化財保護審議会に諮り、特別史跡基肆城跡の保存整備に関することは、基肆城跡保存整備委員会に諮る。必要に応じて専門委員の増員など体制の強化についても検討する。

今後、歴史的風致の維持向上や、景観、環境、観光などの分野で文化財（文化遺産）をいかしたまちづくりを円滑に推進していくため、町長部局とより連携がとれた組織・機構づくりを検討し、実施する。

表 基山町文化財保護審議会 委員一覧

| 氏 名      | 所 属                    | 専門分野      |
|----------|------------------------|-----------|
| ◎ 久保山 正和 | 基山町社会教育委員              | 郷土史・文化財全般 |
| ○ 園木 春義  | NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会理事長 | 郷土史・文化財全般 |
| 久保山 彰    | 佐賀県文化財保護指導委員           | 文化財全般     |
| 藤瀬 禎博    | 鳥栖郷土研究会会長              | 考古学・文化財全般 |
| 小澤 佳恵    | 九州国立博物館 学芸員            | 考古学・文化財全般 |

◎:会長 ○:副会長

表 基肆城跡保存整備委員会 委員一覧

| 氏 名     | 所 属                    | 専門分野      |
|---------|------------------------|-----------|
| ◎ 杉本 正美 | 九州芸術工科大学・神戸芸術工科大学名誉教授  | 緑地計画学     |
| ○ 坂上 康俊 | 九州大学名誉教授               | 歴史学       |
| 重藤 輝行   | 佐賀大学芸術地域デザイン学部教授       | 考古学       |
| 末次 大輔   | 宮崎大学工学教育研究部教授          | 土木工学      |
| 久保山 正和  | 基山町文化財保護審議会会長          | 郷土史・文化財全般 |
| 園木 春義   | NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会理事長 | 郷土史・文化財全般 |

◎:委員長 ○:副委員長

## 9) 文化財の保存・活用に関わっている町民、NPO など各種団体の状況および今後の体制

文化遺産の調査・保存・活用をしていくためには、行政機関だけで取り組むことは難しく、地域の団体と連携することが不可欠である。協働で実施することにより、お互いの共通理解や認識の向上にもつながることができる。

本町において、文化遺産の保存活用に関わる団体は、現在下表に示す7団体があり、調査や普及啓発活動、案内、保護するための活動を行っている。これらの団体と連携していきつつ、各種団体の継続した多様な活動を図るため、情報提供や協働事業など行うことにより、団体同士の交流、ネットワーク化を推進する。

表 基山町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

| 団体名称                                     | 活動概要                                                     |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 基山町民俗芸能保存会                               | 町内の主要な民俗芸能の保存と顕彰を図り、郷土の発展に寄与する。                          |
| 基山町文化遺産活用推進<br>実行委員会                     | 町の歴史と文化を再発見し、多様な文化遺産を未来の町民に守り伝える活動を通して地域振興を推進する。         |
| NPO 法人 <sup>きやま</sup> 基山の歴史と文化を<br>語り継ぐ会 | 町の文化遺産を調査し、多様な媒体を通して伝えとともに、地域コミュニティの構築を図る。               |
| 基肆山歩会                                    | 町内の山岳愛好者により、登山のほか自然や歴史及び伝承文化等の研究などを通して健康で豊かな社会づくりを目的とする。 |
| 基肆かたろう会                                  | 郷土を形づくる個性豊かな文化遺産を調査し、文化遺産ガイドとして来訪者に対し、自らの語りで伝えていく。       |
| きざんの守り人                                  | 基山の自然環境保全活動を実施し、基山周辺の良い環境の維持を図る。                         |
| きやま創作劇実行委員会                              | 創作劇を通して、町の物語を幅広く発信していく。                                  |
| NPO 法人 <sup>きやま</sup> かいろう基山             | シニアボランティアにより、森林などの環境保全活動を行い、地域資源に結びつけていく取り組みを推進する。       |

## (2) 重点区域に関する事項

### 1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に所在する唯一の指定文化財である特別史跡基肆城跡については、平成 21 年度より南水門整備事業を実施するとともに、平成 28 年度から二ヶ年をかけ『特別史跡基肆城跡整備基本計画』、平成 30 年度から『特別史跡基肆城跡保存整備基本設計』策定に取り組み、その後に遺構保存修理事業等、史跡環境の改善に取り組んでいく。

その他の未指定文化財（文化遺産）については、平成 27 年度より実施してきている文化遺産悉皆調査によるリスト化や、文化遺産ボランティアガイド養成にともなって収集された文化遺産情報のリストを関係団体と協働して作成するとともに、町 HP はもとより、多様な媒体で情報発信していく。さらに、行政施策として保護すべき文化遺産は、計画的に文化財指定を行い修理から活用へと結び付けていく。

また、町域の文化遺産マスタープランである『歴史文化基本構想』策定に伴い、重点区域内に所在する文化遺産の『保存活用計画』を策定する方針を定め、維持向上すべき歴史的風致構成文化遺産の保護と活用に関して官民協働による保存活用を推進する。

### 2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域のみならず町域には文化財に指定していない建造物が多く存在し、所有者と協議を行いつつ、基山町教育委員会ならびに基山町文化財保護審議会と連携し計画的指定を行い、保護制度を実践できる物件の増加を図る。また、民間所有の文化財に指定すべき文化遺産については、所有者による管理を支援する形を保ちつつ、修理、修景等への補助制度活用を促すために、所有者への歴史的建造物に対する認識と修理促進へとつなげるための仕組みづくりと実践を行う。

これらを実現するために、歴史的建造物については、痕跡調査など建造物が持つ歴史的来歴を基山町教育委員会主動で事前に調査し、修理内容の確認に基づく修理を行うとともに、修理、修景について町内の若手技術者の育成を図り、次世代への技術伝承を支援する。さらに、歴史的建造物の詳細調査成果から戦後建造の歴史的景観修景のための修景要素を導き出し、『景観計画』策定時に記載することで、基山の歴史的景観保全のためのガイドラインを示していく。

### 3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

従来通りの文化財を保存する施策では、管理費の財政圧迫は避けられないため、持続可能な運営の仕組みを検討し、「財源確保が可能な活用を行いながら保護する」ことで「箱物」保存から役立つ文化財保護への転換を図る。そのためには、立案される運営の仕組みについて、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例、関係補助要項を逸脱しない範囲で策定するとともに、文化庁、佐賀県、基山町教育委員会と連携しつつ基山町文化財保護審議会等に諮り策定していく。

また、基山の文化遺産に関する情報発信を行政のみで背負うのではなく、多様な機能を持たせた施設とすることで、常に人々が集い、活動を展開し、そこから同時に情報発信を促す多機能型施設整備を行う計画とする。多様な機能とは、まちづくり関係団体の寄合の場であり協働の場、民俗芸能を次世代へつなげる育成の場、文化遺産情報の発信の場であり、学校との連携による教育の場、管理運営費を捻出するための商業活用などの場など多様な目的が実践できる施設化を目指す。

#### 4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

特別史跡基肄城跡を取り巻く環境は、未だ農村景観を留めているとはいえ、南北に縦断する県道 17 号や、近世から町場を形成していた木山口町にいたっては、国道 3 号、JR 鹿児島本線が南北に縦断し、それに伴い、大型屋外広告物や過度な色彩を有する店舗や大型車両を対象とした大規模な駐車場を有する店舗が集積している。土地利用のあり方を仕分けする都市計画マスタープランへの歴史的風致の維持向上に関する計画、歴史的景観を保全するための景観計画を策定し、店舗や住宅、大規模開発に対する景観誘導を図るとともに、特定屋内広告物を含む屋外広告物等の景観誘導制度を含んだ取り組みを行う。

#### 5) 文化財の防災に関する具体的な計画

特別史跡基肄城跡がある山・基山は、南麓の丸林地区の人々の努力によって火災や自然災害から守られてきた。町民の力に頼ることも維持しつつ、恒常的に対応できる仕組みづくりを地区消防団や消防署、基山交番と連携し、実動可能な組織づくりを行っていく。

また、町場にある木山口町は、地域消防団を基礎に、商業者の自主消防組織を育成し、歴史的建造物の防災対策を醸成していく。また、年に二回ほどは町全体の防災訓練時に歴史的環境保全のための意識も加え、町民への防火・防災意識の定着を図っていく。

歴史的建造物の所有者に対しては、これら町や地域の防災訓練への参加、参画を促し、所有する建造物の大切さを啓発するとともに、自主的な保護意識の醸成を図る。また、所有者による保存修理や歴史的意匠への修景に際しては、補助制度を創設し、費用負担の軽減を促し、次世代へ歴史的建造物の継承を促進する。

#### 6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内にある文化財・文化遺産について、行政単独の取組からさらに進め、関係する団体との連携協働を促進し、町民みな文化財・文化遺産としての意識付けを行うことで、愛着ある文化財・文化遺産へと高め、自ら率先した文化財・文化遺産の保存・活用を促していく。また、文化財・文化遺産に接する機会を多くつくるために、町民の親しみやすい多様な媒体を用い、身近な存在として文化財・文化遺産を感じてもらおうよう取り組んでいく。具体的には、既に町民に対し定着し好評を得ている紙芝居、漫画、絵本形式での情報発信媒体の活用と朗読会の開催、基山の歴史と文化を素材とした基山でしか描くことの出来ない創作劇をつくり公演する中で、維持向上すべき歴史的風致を周知していくとともに、参画者向けの歴史遺産巡りや情報公開施設による展示を行うなど、いつでもどこでも歴史的風致を構成する文化遺産に接することができるような取組を行っていく。

また、歴史的建造物への動線や解説サインについては、誘導施設整備が十分とはいえず、町外からの来訪者に対し分かり辛い状況が長く続いている。さらに、外国ドラマの舞台となった大興善寺や日本遺産「古代日本の「西の都」」シリアル化後に増加傾向にある特別史跡基肄城跡への外国人観光客を含めた多くの来訪者が降り立つ JR 基山駅周辺は、旧木山口町に位置し長崎街道をはじめとした歴史的建造物が点在しているため、重点区域と重複する区域を有する中心市街地活性化計画などと連携し、来訪者の視点に立ったサインのユニバーサルデザイン化を図った統一的なサインとし、費用対効果を高めるものとする。

#### 7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が 125 ヶ所あり、本町にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史

を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、事業者に対し、その意義を説明し理解を促すとともに適切な保護措置を図る。

保護措置をとった埋蔵文化財について、所有者への周知とともに調査成果については、速やかに整理報告を行い、文化遺産情報発信のルールに乗せ、展示や関係する諸団体と連携し、広く普及啓発を行い、それらを進めるための体制整備を行っていく。

## 8) 各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、次の通りである。

表 重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体一覧

| 名称                   | 主な活動地域    | 活動概要                                                               |
|----------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 基山町民俗芸能保存会           | 宮浦・園部地区   | 荒穂神社の御神幸祭や園部くんちの民俗芸能の奉納                                            |
| 基山町文化遺産活用推進実行委員会     | 町内全域      | 基山の文化遺産を多様な媒体として活用する                                               |
| NPO 法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会 | 町内全域      | 基山の歴史と文化を調べ、整理し未来の町民へ語り継ぐ                                          |
| 基肄山歩会                | きざん<br>基山 | 特別史跡基肄城跡があるきざん基山の散策環境の保全                                           |
| 基肄かたろう会              | 町内全域      | 基山に係る文化遺産を自ら調べ、来訪者へガイドする                                           |
| きざんの守り人              | きざん<br>基山 | 特別史跡基肄城跡がある基山の樹林環境の保全                                              |
| きやま創作劇実行委員会          | 町内全域      | 基山の歴史や文化を素材とし、基山でしか創ることができない劇を創り、劇を媒体として演者・スタッフ・観覧者へ基山の歴史と文化を伝えていく |
| NPO 法人かいろう基山         | 町内全域      | 町内の自然環境保全活動と多世代交流                                                  |

上記以外にも、歴史的風致を構成する「営み」を主宰する氏子会や町民が関わっており、これらとの理解と連携を欠くことができない。

今後、関係する諸団体との連携強化を図り、必要な支援を行うとともに持続可能な自主的なまちづくりを促しつつ、必要であれば本計画を協働で実践する歴史的風致維持向上支援法人化を進め育成を図っていく。